

23rd

FGI

FinTech Global Incorporated

The firm of innovative financing

開催日時 ▶ 平成29年12月19日（火曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）
開催場所 ▶ 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号
東京国際フォーラム ホールB7

CONTENTS

第23期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
決議事項	
第1号議案 定款の一部変更の件	
第2号議案 取締役7名選任の件	
第3号議案 当社従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対 するストックオプションとしての新株予約権の募集事 項の決定を当社取締役会に委任する件	
(添付書類)	
事業報告	20
連結計算書類	46
計算書類	49
監査報告書	52

FGI フィンテック グローバル株式会社

証券コード：8789

(証券コード8789)
平成29年12月4日

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス
フィンテック グローバル株式会社
代表取締役社長 玉 井 信 光

第23期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、本総会の付議事項中には、その決議に定足数を必要とする議案もございます。当日ご出席願えない場合は、次のいずれかの方法により議決権を行使することができます。

お手数ながら5頁から19頁の「株主総会参考書類」をご検討の上、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【郵送による方法】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年12月18日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

【インターネット等による方法】

同封の議決権行使書用紙記載の「議決権行使コード」と「パスワード」により議決権行使ウェブサイト（<http://www.it-soukai.com/>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、平成29年12月18日（月曜日）午後5時30分までに、各議案に対する賛否をご入力ください。

なお、4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年12月19日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号
東京国際フォーラム ホールB7
(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。)

3. 会議の目的事項

- 報告事項** 1 第23期（平成28年10月1日から平成29年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2 第23期（平成28年10月1日から平成29年9月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

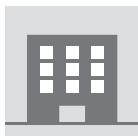
- 第1号議案** 定款の一部変更の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 当社従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対するストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

以上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 当社は、法令及び定款第15条の定めにより、本招集ご通知に際し提供すべき事項のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」については本書には掲載せず、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.fgi.co.jp/>）に掲載しております。なお、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類又は計算書類の一部であります。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.fgi.co.jp/>）に掲載させていただきます。
 - ◎ 本株主総会終了後、同会場にて、事業説明会を開催いたします。引き続きご参加くださいますようお願い申し上げます。

4. 議決権の行使等についてのご案内

株主総会にご出席いただく場合



お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時：平成29年12月19日（火曜日）午前10時（受付開始:午前9時）

郵送（書面）にて議決権を行使いただく場合



後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入いただき、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限：平成29年12月18日（月曜日）午後5時30分到着分まで

インターネットにて議決権を行使いただく場合

⇨ 次頁をご覧ください。



後記株主総会参考書類をご検討のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイト
<http://www.it-soukai.com/>にて各議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限：平成29年12月18日（月曜日）午後5時30分入力分まで

(1) 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(2) 郵送（議決権行使書）並びにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い

郵送（議決権行使書）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

(3) インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い

インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

(4) インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、4頁の事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

インターネットによる議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、パソコンまたは携帯電話により当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記URL)にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従ってご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

議決権行使ウェブサイト

<http://www.it-soukai.com/>



- (2) インターネットによる議決権行使期限は、平成29年12月18日(月曜日)午後5時30分までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めにご行使くださいますようお願いいたします。
- (3) 議決権行使書とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効といたします。複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効といたします。
- (4) パスワード(株主様が変更されたものを含みます。)は本定時株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

(ご注意)

- ・パスワードは、議決権行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされご使用できなくなります。ロックされた場合は、画面の案内にしたがってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2. お問い合わせ先について

ご不明な点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**(下記)までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-768-524** (平日 9:00~21:00)
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-288-324** (平日 9:00~17:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款の一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 「目的」の変更

当社及び子会社の事業領域の拡大に対応するため、現行定款第2条（目的）を変更するものであります。

(2) 「本店所在地」の変更

事業領域の拡大に伴う人員増加への対応、グループ会社のオフィス機能の集約、及びビジネス環境の改善による業務効率化や生産性向上を目的として、平成30年1月4日に、本社を東京都品川区上大崎に移転することを予定しています。この本社移転に伴い、現行定款第3条（本店の所在地）を東京都港区から東京都品川区に変更するものであります。また、本変更の効力発生日は、本店移転日である平成30年1月4日とし、附則にその旨を規定するものであります。

(3) その他号数の調整をするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は下記のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1～12 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>13 当社は、次の事業を営む会社の株式等を所有等することにより、当該会社の事業活動を支配および管理することを目的とする。</p> <p>(1)～(11) (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>14 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的) 第2条 (現行通り)</p> <p>1～12 (現行通り)</p> <p>13 <u>商業施設の賃貸借、経営および維持管理</u></p> <p>14 (現行通り)</p> <p>(1)～(11) (現行通り)</p> <p>(12) <u>航空機およびエンジンに関する技術的サービスならびにこれらに関するコンサルティングおよびアセットマネジメント</u></p> <p>15 (現行通り)</p> <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都品川区に置く。</p> <p>附則 第1条 <u>第3条(本店の所在地)の変更は、平成30年1月4日をもってその効力を生じる。</u></p> <p>第2条 <u>前条および本条は、前条の効力発生日をもってこれを削除するものとする。</u></p>

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役6名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため取締役1名を増員し、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

取締役候補者一覧

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	候補者属性
1	たまいのぶみつ 玉井信光	代表取締役社長	再任候補者
2	ロバート・ハースト	取締役会長	再任候補者
3	わしもとせいご 鷺本晴吾	取締役副社長 上席執行役員 法務・コンプライアンス部 審査部管掌 法務・コンプライアンス部長兼 審査部長	再任候補者
4	やまなかひでゆき 山中秀介	取締役	再任候補者
5	せんだたかし 千田高	上席執行役員 経理財務部長／事業統括部 管掌	新任候補者
6	わたなべもとき 渡邊基樹	執行役員	新任候補者
7	きむらたかし 木村喬	社外取締役	再任候補者 社外役員候補者 独立役員候補者

1. 玉井 信光 たまいのぶみつ (昭和38年6月11日生)

再任

略歴並びに当社における地位及び担当

昭和61年4月	オリエント・リース(株) (現オリックス(株)) 入社	平成24年12月	当社、代表取締役社長 投資銀行本部長
平成6年12月	当社設立、代表取締役社長	平成26年8月	当社、代表取締役社長 管掌 投資銀行本部 兼 グループ事業開発本部長
平成21年6月	(株)公共財アセットマネジメント、代表取締役 (現任)	平成26年10月	当社、代表取締役社長 投資銀行本部長
		平成27年8月	当社、代表取締役社長 (現任)

重要な兼職の状況

(株)公共財アセットマネジメント 代表取締役

所有する当社株式の数

20,095,500株

取締役在任年数 (本総会終結時)

23年

取締役候補者とした理由

玉井信光氏は、当社の創業以来、中堅企業、成長企業の皆様の財務戦略を支援するためのストラクチャードファイナンスに特化した「ブティック型 (専門的な) 投資銀行」である当社を牽引してきました。お客様のニーズにマッチしたオーダーメイドの資金調達の実現や、成長可能性のある企業や事業への投資により、当社の企業価値向上に貢献してきており、優れた経営執行能力を有しております。この豊富な経験、見識及び強力なリーダーシップにより、引き続き当社グループを牽引、統括するとともに、監督機能の実効性強化に資することが期待されるため、取締役候補者としてしました。

候補者と当社との特別の利害関係等

玉井信光氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

2. ロバート・ハースト (昭和23年2月5日生)

再任

略歴並びに当社における地位及び担当

昭和48年7月	Bankers Trust Company (東京) 入社、アシスタントバイスプレジデント	平成13年12月	バンク・エー・アイ・ジー証券、日本代表
昭和53年3月	International Finance Corporation入社、インベストメントオフィサー	平成14年1月	同社、シニアアドバイザー
昭和58年3月	Citibank NA (東京) 入社、バイスプレジデント	平成17年12月	当社、取締役
昭和62年1月	AIG Financial Products Corp.、取締役	平成19年12月	当社、取締役会長 (現任)
		平成20年6月	社団法人日英協会 (現一般社団法人日英協会)、理事
		平成25年11月	(株)ムーミン物語、代表取締役
		平成27年6月	同社、代表取締役社長 (現任)

重要な兼職の状況

(株)ムーミン物語 代表取締役社長

所有する当社株式の数

1,535,000株

取締役在任年数 (本総会終結時)

12年

取締役候補者とした理由

ロバート・ハースト氏は、グローバルに投資銀行業務を展開する企業で要職を経験しており、ファイナンスに関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。投資銀行事業では、ベンチャーキャピタルファンドをはじめとする多数の案件に関与してきました。メッツァ事業においては平成25年に(株)ムーミン物語の代表取締役に就任し、テーマパーク設立を推進しています。このような実績を踏まえ、また、その経験、知識やグローバルな視点を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。

候補者と当社との特別の利害関係等

ロバート・ハースト氏が代表取締役社長をしております(株)ムーミン物語は、当社より当社の賃借物件の一部を転借しており、当社との間で資金借入の取引があります。また、当社は同社にメッツァ開発・管理等に係る業務を、同社は当社にテーマパーク開業に係る一部業務を通常の取引価格と同等の条件にて委託しております。その他、同社はメッツァ開発に向けての準備費用の一部を当社と合理的な条件で配分して負担しております。

わしもと せいご
3. 鷺本 晴吾 (昭和26年10月19日生)

再任

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

略歴並びに当社における地位及び担当

昭和50年4月	(株)富士銀行(現(株)みずほ銀行) 入行	平成25年3月	FGIキャピタル・パートナーズ(株)、取締役(現任)
平成8年11月	同行、西宮支店支店長	平成26年10月	当社、取締役 経営管理部/事業統括部管掌 上席執行役員
平成16年8月	丸善(株)入社	平成28年10月	当社、取締役 上席執行役員 経営管理部/経理部/事業統括部/法務・コンプライアンス部/審査部 管掌
平成18年5月	同社、執行役員 財務統括センター長	平成29年4月	当社、取締役副社長 上席執行役員 法務・コンプライアンス部/審査部管掌 法務・コンプライアンス部長兼審査部長(現任)
平成19年9月	当社、管理本部 財務部長	平成29年8月	フィンテックアセットマネジメント(株)、取締役会長(現任)
平成20年7月	(株)パブリック・マネジメント・コンサルティング、監査役(現任)		
平成21年4月	当社、執行役員 財務部長		
平成21年12月	当社、取締役 執行役員 財務部長兼事業統括部長		
平成22年10月	当社、取締役 執行役員 経営管理部長		
平成22年12月	(株)FGIプリンシパル、代表取締役		

重要な兼職の状況

(株)FGIプリンシパル 代表清算人

所有する当社株式の数

101,000株

取締役在任年数(本総会終結時)

8年

取締役候補者とした理由

鷺本晴吾氏は、大手金融機関に長年勤務し金融・財務面に豊富な知識を有しております。当社においては上席執行役員として経理・財務・総務・経営企画部門等を管掌した後、平成29年4月より法務・コンプライアンス部、審査部を管掌しており、また投資運用子会社において取締役を兼任するなど、業務を熟知しております。この経験や知識を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。

候補者と当社との特別の利害関係等

鷺本晴吾氏が代表清算人をしております(株)FGIプリンシパルは、当社との間で資金借入の取引関係があります。

やまなか ひでゆき

4. 山中 秀介 (昭和38年7月26日生)

再任

略歴並びに当社における地位及び担当

昭和62年4月	オリエント・リース(株) (現オリックス(株)) 入社	平成23年1月	オリックス・エアクラフト(株)、代表取締役社長
平成10年2月	ORIX Aviation Systems Limited、Alternate Director	平成23年10月	オリックス(株)、グローバル事業本部事業開発・投資グループ グループ長
平成14年4月	同社、Director	平成23年12月	当社、取締役 上席執行役員グループ事業開発本部長
平成15年9月	オリックス(株)、投資銀行本部航空機グループ課長	平成25年5月	フィンテックグローバルトレーディング(株)、代表取締役 (現任)
平成17年10月	同社、プロジェクト開発本部航空機グループ副部長	平成25年11月	当社、取締役 (現任)
平成21年1月	同社、グローバル事業本部航空事業グループグループ長	平成26年7月	エアアジア・ジャパン(株)、社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

フィンテックグローバルトレーディング(株) 代表取締役
エアアジア・ジャパン(株) 社外取締役

所有する当社株式の数

100,000株

取締役在任年数 (本総会終結時)

6年

取締役候補者とした理由

山中秀介氏は、大手リース会社で18年間航空機リース事業に従事し、海外での展開を含め同事業を拡大させた実績があります。現在、当社子会社フィンテックグローバルトレーディング(株)の代表取締役として、国内外のユニークな事業や技術を持つベンチャー企業への投資・経営支援や、当社の投資銀行業務を執行しております。同氏の豊富な経験と知見により、投資銀行事業をさらに推し進めるとともに、当社の取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。

候補者と当社との特別の利害関係等

山中秀介氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

5. せんだ 千田 たかし 高 (昭和42年8月4日生)

新任

略歴並びに当社における地位及び担当

平成3年4月 東邦生命保険相互会社(現ジブラルタ生命保険(株))入社
平成16年12月 当社入社
平成20年4月 当社、管理本部 人事・総務部 部長
平成23年7月 当社、執行役員 事業統括部 部長
平成26年10月 当社、執行役員 経営管理部長
平成27年12月 フィンテックアセットマネジメント(株)、監査役(現任)

平成29年1月 (株)パブリック・マネジメント・コンサルティング、取締役(現任)
平成29年4月 当社、上席執行役員 経理財務部長/事業統括部 管掌(現任)
(株)ムーミン物語、監査役(現任)
平成29年10月 FGIキャピタル・パートナーズ(株)、監査役(現任)

重要な兼職の状況

該当事項はありません。

所有する当社株式の数

51,500株

取締役在任年数(本総会終結時)

—

取締役候補者とした理由

千田高氏は、当社の上席執行役員であり、総務・経営企画・経理・財務等の管理部門において豊富な業務の経験を持ち、広い知見を有しております。この経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。

候補者と当社との特別の利害関係等

千田高氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

わたなべ もとき

6. 渡邊 基樹

(昭和49年6月13日生)

新任

略歴並びに当社における地位及び担当

平成9年4月	(株)あさひ銀行(現(株)りそな銀行) 入行	平成24年12月	当社、執行役員 投資銀行本部 ストラクチャードファイナンス事業部長
平成17年1月	当社入社	平成27年6月	当社、執行役員 メツツァ事業準備室 室長 兼 投資銀行本部 ストラクチャードファイナンス事業部長
平成20年1月	当社、投資銀行本部 ストラクチャードファイナンス営業第一部 部長	平成27年7月	(株)メツツァ、代表取締役(現任)
平成22年10月	フィンテックアセットマネジメント(株)、代表取締役社長	平成28年11月	当社、執行役員 メツツァ事業部長
平成23年7月	当社、執行役員 プリンシパルインベストメント事業部 部長	平成29年10月	当社、執行役員(現任) (株)ムーミン物語、開発本部長 兼 開発部長(現任)

重要な兼職の状況

(株)メツツァ 代表取締役

(株)ムーミン物語 開発本部長 兼 開発部長

所有する当社株式の数

117,300株

取締役在任年数(本総会終結時)

—

取締役候補者とした理由

渡邊基樹氏は、大手金融機関に勤務後、当社において、ストラクチャードファイナンス案件のアレンジメント業務において豊富な経験と知見を有しております。また、平成27年からは当社においてメツツァ事業を統括、推進してきました。案件組成、リスク管理において高い能力を有しており、この豊富な経験と知見を活かして当社の取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としてしました。

候補者と当社との特別の利害関係等

渡邊基樹氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

きむら たかし
7. 木村 喬 (昭和54年7月24日生)

再任 社外 独立役員

略歴並びに当社における地位及び担当

平成13年10月	新日本監査法人（現新日本有限責任監査法人） 入所	平成26年11月	やまと監査法人設立、代表社員（現任）
平成20年6月	清和監査法人（現R S M清和監査法人）社員	平成26年12月	当社、取締役（現任）
平成24年3月	ロベルトカヴァリジャパン(株)、監査役（現任）	平成29年1月	やまと税理士法人設立 代表社員（現任） やまとパートナーズ(株)、取締役（現任）
平成24年7月	ベルウェザー総合会計事務所設立、代表 (株)ベルウェザー設立、代表取締役（現任）	平成29年6月	(株)エスクリ 社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

(株)ベルウェザー 代表取締役
やまと監査法人 代表社員
(株)エスクリ 社外取締役

やまと税理士法人 代表社員
やまとパートナーズ(株) 取締役

所有する当社株式の数

0株

取締役在任年数（本総会終結時）

3年

取締役候補者とした理由（社外取締役候補者）

木村喬氏は、公認会計士、税理士の資格を有し、様々な企業の会計監査、内部統制、調査業務、アドバイザー業務等を経験しており、財務、会計及び内部統制等に関し豊富な経験と幅広い見識による専門的見地から、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であります。当社の社外取締役として取締役会だけでなく、経営会議やリスクマネジメント・コンプライアンス委員会にも出席しており、経営を監視する役割を果たしております。これらのことから、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、社外取締役候補者としております。

候補者と当社との特別の利害関係等

木村喬氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

第23期（平成29年9月期）における取締役会への出席状況

21/21回（100%）

責任限定契約の締結

当社は定款において、社外取締役との間に、会社法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約の締結ができる旨を定めております。木村喬氏は当社との間で責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間に責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

独立役員

当社は木村喬氏を東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第3号議案 当社従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対するストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対するストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いいたしたいと存じます。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社及び当社子会社の業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的に、当社従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、金銭の払込みを要することなくストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

付与基準といたしましては、付与時点において当社又は主要な子会社に在籍し、かつ平成29年9月末日時点でそれらの会社に在籍している一部の取締役及び従業員を対象とし、毎年継続的に発行してまいる予定でございます。

2. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限

(1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記(3)に定める内容の新株予約権1,925個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数は、当社普通株式192,500株を上限とし、下記(3)①により付与株式数(以下に定義される。)が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

(2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

(3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記

載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）又は割当日の前営業日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。ただし、行使価額は以下の調整に服する。

- i 割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

- ii 割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式に使用する「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数が

ら当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

- iii さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。
- ③ 新株予約権を行使することができる期間
平成31年12月28日から平成39年11月30日までの期間内で当社取締役会が定める期間とする。
 - ④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - ⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
 - ⑥ 新株予約権の取得条項
以下のi、ii、iii、iv、v又はviの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ii 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - iii 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社

- の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- v 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - vi 親会社株主に帰属する当期純損失を計上する連結損益計算書を含む連結計算書類（当社第24期事業年度に係るものに限る）の承認議案
- ⑦ 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- i 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定する。
 - iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記②で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の

株式の数を乗じて得られる金額とする。

- v 新株予約権を行使することができる期間
上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記④に準じて決定する。
- vii 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- viii 新株予約権の取得条項
上記⑥に準じて決定する。
- ix その他の新株予約権の行使の条件
下記⑧に準じて決定する。

⑧ その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

3. 新株予約権のその他の内容

新株予約権のその他の内容については、新株予約権発行に係る当社取締役会決議により定める。

以 上

(添付書類)

事業報告

(平成28年10月1日から平成29年9月30日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

(1) 事業の状況

当社グループは、企業を支援するブティック型投資銀行として投資銀行業務と企業投資を中心に事業を展開し、企業のニーズに応える様々なソリューションを提供して成長をサポートするとともに、地域産業の振興・支援にも積極的に取り組んでおります。

当連結会計年度は、メッツァが平成29年7月に着工しましたが、ムーミンバレーパークの不動産証券化により資金調達を実行したことにより、メッツァ事業の課題であった資金調達は大きなポイントを通過しました。一方で、メッツァ事業に人的・資金的経営資源を集中させたことにより、投資銀行事業のアレンジメント業務受託は伸び悩み、新規投資が低調となるなど、影響が及ぶこととなりました。また、アセット投資案件の回収案件が次期に持越しとなったことや、ムーミンバレーパークの証券化における不動産譲渡（20億円）を会計上収益認識しなかったことなどにより、売上高は前期比4.1%減の7,182百万円となりました。営業損益は営業投資有価証券評価損等の評価性損失3.2億円や事業拡大による人件費増加、メッツァ事業の先行投資の影響により1,319百万円の営業損失（前連結会計年度は1,031百万円の損失）となりました。経常損失は為替差益64百万円の計上により1,341百万円（前連結会計年度は1,369百万円の損失）となり、親会社株主に帰属する当期純損失は1,358百万円（前連結会計年度は1,384百万円の損失）となりました。

セグメント別の業績は後記①～⑤のとおりであり、売上高についてはセグメント間の内部売上高又は振替高を含めた売上高で表示しております。なお当連結会計年度より、報告セグメントごとの業績をより適切に評価するため、主に一般管理費の配賦基準等を見直し、報告セグメントの利益又は損失の算定方法を変更しております。このため、前連結会計年度との比較については、前連結会計年度の数値を変更後の測定方法により作成した数値で比較しております。

また、当連結会計年度に「公共コンサルティング事業」及び「エンタテインメント・サービス事業」を新設したことにより、当社グループの報告セグメント、主な事業内容及び主な連結会社は以下の通りとなっております。

報告セグメント	主な事業内容	主な連結会社
投資銀行事業	<ul style="list-style-type: none"> ○投資銀行業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ファイナンス・アレンジメント業務 ・公共ファイナンス業務 ・フィナンシャル・アドバイザリー業務 ・アセットマネジメント業務 (不動産投資運用等) ・アセット投資 ○企業投資 	当社 フィンテックアセットマネジメント(株) フィンテックグローバルトレーディング(株)
不動産事業	<ul style="list-style-type: none"> ・職域での福利厚生サービス ・不動産仲介 ・不動産開発 ・不動産販売 ・不動産賃貸 	ベターライフサポートホールディングス(株) (株)ベルス (株)ユニハウス ベターライフハウス(株) ベターライフプロパティ(株)
公共コンサルティング事業	<ul style="list-style-type: none"> ・財務書類作成支援、固定資産台帳整備支援 ・公共施設等総合管理計画策定支援業務 	(株)パブリック・マネジメント・コンサルティング
エンタテインメント・サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマパークの開発、保有、管理、運営 ・飲食・物販事業 	(株)ムーミン物語 飯能地域資源利活用合同会社 虎ノ門ハム(株)

報告セグメントに含まれていない事業セグメントの主な事業内容及び主な連結会社は以下の通りであります。

	主な事業内容	主な連結会社
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・コンピュータソフトウェアの研究、開発、製造及び販売 	(株)アダコテック

①投資銀行事業

投資銀行業務においては、不動産証券化のアレンジメント等の業務受託の売上高は前期より増加しましたが、伸び悩みました。証券化によるアセット投資回収案件が次期に持越しとなったことや、再生可能エネルギー発電関連案件が減少したことで、アセット投資回収は2件となり前期の9件から減少しました。

企業投資においては、ファンド投資において金銭請求債権の売却益183百万円がありましたが、減損171百万円等により売上総利益は48百万円に留まりました。また、自己投融資で営業投資有価証券評価損85百万円、貸倒引当金繰入額71百万円を計上しました。一方で、収益機会を得るための新規投資先については、高収益企業1社に対する25百万円に留まりました。

以上の結果、投資銀行事業の売上高は2,018百万円（前連結会計年度比18.8%減）、セグメント利益は80百万円（前連結会計年度比9.6%増）となりました。

②不動産事業

不動産事業は、住宅販売が前期比で減少したものの、不動産仲介及び不動産管理業務は順調に推移しました。不動産管理業務においては、当社グループ会社内で統合し新規購入により管理戸数を増加させるとともに、社宅業務を強化しました。福利厚生サービスについては提供先企業及び利用率の拡大策を展開し、新システムの構築を進めました。

以上の結果、不動産事業の売上高は4,713百万円（前連結会計年度比5.2%減）、セグメント利益は149百万円（前連結会計年度比43.7%増）となりました。

なお、当社は不動産事業の中間持株会社であるベターライフサポートホールディングス(株)について、当社保有の同社普通株式を、平成29年10月31日付で全て譲渡しております。

③公共コンサルティング事業

公共コンサルティング事業では、平成29年度を期限としてすべての地方公共団体に要請されている統一的な基準による財務書類作成についてコンサルティング業務受託が増加しました。また、市場拡大が見込まれるPPP/PFI手法の導入検討や公営企業会計適用等へのコンサルティング受託体制の整備を進めました。しかしながら、M&A後の営業体制整備が遅れたことにより売上は伸び悩みました。

以上の結果、公共コンサルティング事業の売上高は324百万円、セグメント損失は

18百万円となりました。

④エンタテインメント・サービス事業

エンタテインメント・サービス事業では、(株)ムーミン物語がムーミンバレーパークの実施設計等の検討、ライセンスとの調整、プロモーション活動等を進めました。

エンタテインメント・サービス事業の売上高は、飯能市ふるさと納税向けの商品供給増加や、虎ノ門ハム(株)の新規連結により135百万円（前連結会計年度比4,564.5%増）となりましたが、メッツァ開業準備の先行投資によりセグメント損失は328百万円（前連結会計年度は237百万円の損失）となりました。

⑤その他

(株)アダコテックは、インダストリアルIoT分野への適用が進むなど、大手企業を中心に多数の引合いをいただいております。

その他の売上高は33百万円（前連結会計年度比12.9%減）、セグメント損失は2百万円（前連結会計年度は3百万円の利益）となりました。

企業集団のセグメント別業績

(単位：千円)

セグメント	科目	前連結会計年度	当連結会計年度	増減
投資銀行事業	売上高	2,485,734	2,018,850	△466,884
	セグメント利益	73,646	80,682	7,036
不動産事業	売上高	4,972,738	4,713,456	△259,281
	セグメント利益	103,974	149,448	45,474
公共コンサルティング事業	売上高	－	324,538	324,538
	セグメント損失 (△)	－	△18,865	△18,865
エンタテインメント・サービス事業	売上高	2,897	135,160	132,263
	セグメント損失 (△)	△237,975	△328,143	△90,167
その他	売上高	38,864	33,845	△5,019
	セグメント利益又はセグメント損失 (△)	3,684	△2,382	△6,066
合計	売上高	7,500,235	7,225,850	△274,384
	セグメント損失 (△)	△56,669	△119,258	△62,588
調整額	売上高	△14,348	△43,474	△29,125
	セグメント損失 (△)	△974,682	△1,199,906	△225,224
連結損益計算書計上額	売上高	7,485,886	7,182,376	△303,510
	営業損失 (△)	△1,031,352	△1,319,165	△287,812

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において、実施いたしました当社グループの設備投資の総額は610百万円であります。主なものは、メツァ事業に係る投資であり建設仮勘定に計上しております。なお、メツァビレッジの有形固定資産（土地、建設仮勘定）については、販売用不動産又は仕掛販売用不動産に科目を振替えております。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社グループの金融機関等からの借入金は2,920百万円増加しております。これは、当社子会社の飯能地域資源利活用合同会社が、ムーミンバレーパーク建設を目的として、長期借入金2,000百万円を調達したことを主因とするものです。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、平成28年11月30日付で関連会社(株)パブリック・マネジメント・コンサルティングの第三者割当増資を引受け、25,000株を取得し連結子会社とするとともに、同社を通じて(株)新公会計研究所の全株式である500株を取得し、連結子会社としました。

また当社は、平成29年7月13日付で連結子会社(株)ムーミン物語の第三者割当増資を引受け、334株を取得しました。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、投資銀行業務と企業投資により、企業、地域社会などすべてのステークホルダーに真に必要なとされるブティック型投資銀行として持続的な成長を目指しております。これを実現するため、当社グループが取り組む事項は、下記のとおりです。

- ① メツァに投入してきた多くの資金的・人的リソースを再配分して、投資銀行事業のアレンジ等の業務受託を拡大。アセット投資も積極展開。
- ② 海外を含む成長企業への新規投資を継続。
- ③ メツァ開業に向けて最終段階の各種準備。
- ④ 公共関連ビジネスの拡張。
- ⑤ 人材の採用、育成。内部管理体制、コンプライアンス態勢の強化・維持、本社移転に伴うコミュニケーション環境改善・インフラ再構築等

2. 財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

区 別 \ 期 別	第20期 (平成26年9月期)	第21期 (平成27年9月期)	第22期 (平成28年9月期)	第23期 (当連結会計年度 平成29年9月期)
売 上 高 (千円)	3,911,305	5,429,688	7,485,886	7,182,376
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	684,878	237,008	△1,369,095	△1,341,756
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	923,819	224,481	△1,384,883	△1,358,313
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	6.92	1.48	△8.56	△8.39
総 資 産 (千円)	7,452,246	11,958,104	10,975,625	12,932,524
純 資 産 (千円)	5,534,844	7,879,885	6,312,884	5,326,461
1株当たり純資産 (円)	37.41	48.31	38.66	29.64

- (注) 1. 消費税等の会計処理 税抜方式
2. 売上高、経常利益又は経常損失 (△)、親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)、総資産及び純資産の記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
3. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を除いて算出しております。
4. 当社は、平成26年4月1日付で株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第20期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) 及び1株当たり純資産を算定しております。

(2) 会社の財産及び損益の状況

区 別 \ 期 別	第20期 (平成26年9月期)	第21期 (平成27年9月期)	第22期 (平成28年9月期)	第23期 (当期) (平成29年9月期)
売 上 高 (千円)	1,623,991	1,464,130	2,268,636	1,066,971
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	571,228	303,479	△1,200,511	△1,054,851
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	534,199	537,136	△1,194,984	△1,017,259
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	4.00	3.54	△7.38	△6.28
総 資 産 (千円)	5,743,636	9,672,483	7,572,963	8,635,712
純 資 産 (千円)	5,094,631	7,846,213	6,495,969	5,688,677
1株当たり純資産 (円)	34.58	48.36	39.91	34.83

- (注) 1. 消費税等の会計処理 税抜方式
2. 売上高、経常利益又は経常損失 (△)、当期純利益又は当期純損失 (△)、総資産及び純資産の記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
3. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。
4. 当社は、平成26年4月1日付で株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第20期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益又1株当たり当期純損失 (△) 及び1株当たり純資産を算定しております。

3. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況（平成29年9月30日現在）

会社名	資本金 又は出資金 (千円)	当社の 議決権比率	主な事業内容
フィンテックアセットマネジメント(株)	50,000	100.0 %	・不動産投資運用 ・フィナンシャル・アドバイザー業務
フィンテックグローバルトレーディング(株)	60,000	100.0 %	・企業投資 ・アドバイザー業務 ・ファイナンス・アレンジメント業務
ベターライフサポートホールディングス(株)	111,210	78.1 %	・株式を保有することにより子会社の事業活動を支配・管理する業務
(株)ベルス	6,675	※73.4 %	・職域福利厚生トータルサービス ・不動産売買・賃貸・管理の紹介、斡旋
(株)ユニハウス	30,000	※78.1 %	・不動産仲介
ベターライフハウス(株)	40,010	※78.1 %	・戸建住宅の開発、分譲
ベターライフプロパティ(株)	14,869	※78.1 %	・不動産賃貸
(株)パブリック・マネジメント・コンサルティング	20,000	83.8%	・公会計コンサルティング
(株)ムーミン物語	611,000	85.8%	・テーマパーク事業
飯能地域資源利活用合同会社	100	—	・不動産の取得、保有及び処分 ・不動産の賃貸及び管理

(注) 1. ※印は間接保有を含んでおります。

2. ベターライフサポートホールディングス(株)は、(株)ベルス、(株)ユニハウス、ベターライフハウス(株)及びベターライフプロパティ(株)を子会社とする中間持株会社であります。当社は平成29年10月27日付の株式売買契約締結により、当社が保有するベターライフサポートホールディングス(株)の全普通株式を平成29年10月31日付で譲渡しております。

4. 主要な事業内容（平成29年9月30日現在）

企業集団の主要な事業内容は、以下のとおりであります。

(1) 投資銀行事業

自己投融資事業（プリンシパルインベストメント）、フィナンシャル・アドバイザー業務、ファイナンス・アレンジメント業務、公共ファイナンス業務（再生可能エネルギー案件等）、アセットマネジメント業務（不動産投資運用等）

(2) 不動産事業

職域での福利厚生トータルサービス、不動産仲介、不動産開発、不動産販売、不動産賃貸

(3) 公共コンサルティング事業

財務書類作成支援、固定資産台帳整備支援、公共施設等総合管理計画策定支援業務

(4) エンタテインメント・サービス事業

テーマパークの開発・保有・管理・運営、飲食・物販事業

(5) その他

コンピューターソフトウェアの研究・開発・製造・販売

5. 企業集団の主要拠点等（平成29年9月30日現在）

(1) 当社の主要な営業所

本 社・・・東京都港区

(2) 子会社の主要な営業所

フィンテックアセットマネジメント(株)・・・・・・・・東京都港区

フィンテックグローバルトレーディング(株)・・・・・・・・東京都港区

ベターライフサポートホールディングス(株)・・・・・・・・東京都品川区

(株)ベルス・・・・・・・・東京都品川区

(株)ユニハウス・・・・・・・・東京都品川区

ベターライフハウス(株)・・・・・・・・東京都目黒区

ベターライフプロパティ(株)・・・・・・・・東京都品川区

(株)パブリック・マネジメント・コンサルティング・・・東京都港区

(株)ムーミン物語・・・・・・・・東京都港区

飯能地域資源利活用合同会社・・・・・・・・埼玉県飯能市

6. 従業員の状況（平成29年9月30日現在）

セグメントの名称	従業員数
投資銀行事業	25名
不動産事業	66名
公共コンサルティング事業	20名
エンタテインメント・サービス事業	8名
その他	1名
全社（共通）	23名
合 計	143名

- (注) 1. 上記従業員数に臨時従業員（派遣社員、契約社員及びアルバイトの期中平均雇用人員(1日8時間換算) 27名) は含まれておりません。
2. 全社（共通）は、特定のセグメントに区分できない当社の管理部門の従業員であります。
3. 従業員数（合計）は、前連結会計年度末に比べ29名増加しております。

7. 主要な借入先（平成29年9月30日現在）

借入先	借入金残高
飯能信用金庫	2,000,000千円
(株)新銀行東京	690,400千円
三井住友トラスト・ローン&ファイナンス(株)	552,500千円
(株)横浜銀行	516,524千円
(株)みずほ銀行	485,165千円

II. 会社の状況に関する事項 (平成29年9月30日現在)

1. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 308,400,000株

(2) 発行済株式の総数 161,935,300株

(3) 株主数 27,226名

(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
玉井 信光	20,095,500	12.41
藤井 優子	3,776,400	2.33
青島 正章	1,708,000	1.05
田村 直丈	1,576,000	0.97
ロバート・ハースト	1,535,000	0.95
テンダネス・ファンドT投資事業有限責任組合	1,500,000	0.93
SIX SIS LTD.	1,261,000	0.78
柴田 敬司	1,200,000	0.74
高木 陽子	1,157,000	0.71
大和証券株式会社	1,062,200	0.66

(5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末に当社が発行している新株予約権の概要

名称 (発行日)	新株予約権 の数	目的となる 株式の種類 及び数	1株当たり の発行価額 (円)	1株当たり の行使価額 (円)	権利行使期間	対象者
第6回 新株予約権 (平成20年 12月29日)	84個	普通株式 8,400株	無償	27	平成22年12月29日 ～平成30年11月30日	当社従業員
第7回 新株予約権 (平成21年 12月28日)	80個	普通株式 8,000株	無償	33	平成23年12月28日 ～平成31年11月30日	当社従業員
第8回 新株予約権 (平成22年 12月28日)	106個	普通株式 10,600株	無償	41	平成24年12月28日 ～平成32年11月30日	当社従業員並びに 当社子会社の 取締役及び従業員
第9回 新株予約権 (平成23年 12月28日)	132個	普通株式 13,200株	無償	32	平成25年12月28日 ～平成33年11月30日	当社従業員並びに 当社子会社の 取締役及び従業員
第10回 新株予約権 (平成24年 12月28日)	440個	普通株式 44,000株	無償	30	平成26年12月28日 ～平成34年11月30日	当社従業員並びに 当社子会社の 取締役及び従業員
第11回 新株予約権 (平成25年 12月27日)	710個	普通株式 71,000株	無償	53	平成27年12月28日 ～平成35年11月30日	当社従業員並びに 当社子会社の 取締役及び従業員
第13回 新株予約権 (平成27年 1月26日)	1,340個	普通株式 134,000株	無償	213	平成29年1月27日 ～平成36年11月30日	当社従業員並びに 当社子会社の 取締役及び従業員
第16回 新株予約権 (平成28年 12月27日)	1,835個	普通株式 183,500株	無償	131	平成30年12月28日 ～平成38年11月30日	当社従業員並びに 当社子会社の 取締役及び従業員
第1回 新株予約権 (株式報酬型) (平成29年 2月27日)	1,512個	普通株式 151,200株	116	1	平成29年2月28日 ～平成59年2月27日	当社取締役(社外 取締役を除く)

- (注)1. [第6回、第7回、第8回、第9回、第10回、第11回、第13回、第16回新株予約権の行使条件]
 新株予約権者は、当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位に該当しなくなった場合、該当しなくなった時点で未行使の本新株予約権全部を放棄する。ただし、任期満了による退任、定年退職の場合、またはその他これに準ずる正当な理由があるものと当社の取締役会が判断した場合は、地位に該当しなくなった時点から1年を経過した日、または本新株予約権の行使期間の最終日のいずれか早く到来する日において、未行使の本新株予約権全部を放棄する。
2. [第1回新株予約権（株式報酬型）の行使条件]
 新株予約権者は、当社において、取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。

(2) 当事業年度末日において当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	名称	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
当社取締役 (社外取締役を除く)	第6回新株予約権	10個	普通株式 1,000株	1名
	第1回新株予約権 (株式報酬型)	1,512個	普通株式 151,200株	4名
当社社外取締役	—	—	—	—
当社監査役	—	—	—	—

(注) 第6回新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

(3) 当事業年度中に当社使用人、子会社の役員及び使用人に交付した新株予約権等の内容の概要

平成28年12月27日発行の第16回新株予約権

	当社使用人	子会社の役員及び使用人
新株予約権の交付をした人数	42名	13名
新株予約権の数	1,510個	455個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 151,000株	普通株式 45,500株
権利行使時の1株当たり払込金額	131円	
新株予約権の行使期間	平成30年12月28日から平成38年11月30日まで	
新株予約権の行使の条件	<p>①新株予約権者は、当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位に該当しなくなった場合、該当しなくなった時点で未行使の本新株予約権全部を放棄する。但し、任期満了による退任、定年退職の場合、またはその他これに準ずる正当な理由があるものと当社の取締役会が判断した場合は、地位に該当しなくなった時点から1年を経過した日、または本新株予約権の行使期間の最終日のいずれか早く到来する日において、未行使の本新株予約権全部を放棄する。</p> <p>②その他権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要する。	
会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件	<p>当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案、当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、当期純損失を計上する連結損益計算書を含む連結計算書類（当社第23期事業年度に係るものに限る）の承認議案のいずれかにつき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。</p>	

3. 会社役員 の 状 況

(1) 取締役及び監査役の状況 (平成29年9月30日現在)

地位及び担当	氏 名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	玉 井 信 光	(株)公共財アセットマネジメント 代表取締役
取締役会長	ロバート・ハースト	(株)ムーミン物語 代表取締役社長
取締役副社長 上 席 執 行 役 員 /法務・コンプライアンス部 / 審 査 部 管 掌 法務・コンプライアンス部長 兼 審 査 部 長	鷲 本 晴 吾	(株)FGIプリンシパル 代表清算人
取 締 役	三 橋 透	ベターライフサポートホールディングス(株) 代表取締役 (株)ベルス 代表取締役 (株)ユニハウス 代表取締役 ベターライフハウス(株) 代表取締役 ベターライフプロパティ(株) 代表取締役 城南開発(株) 代表清算人 三田ばさら(株) 代表取締役 すし青柳(株) 代表取締役
取 締 役	山 中 秀 介	フィンテックグローバルトレーディング(株) 代表取締役 エアアジア・ジャパン(株) 社外取締役
取 締 役	木 村 喬	(株)ベルウェザー 代表取締役 やまと監査法人 代表社員 やまと税理士法人 代表社員 やまとパートナーズ(株) 取締役 (株)エスクリ 社外取締役
常 勤 監 査 役	川 崎 史 顯	マーシュジャパン(株) エグゼクティブアドバイザー
監 査 役	太 田 健 一	みずほキャピタル(株) 特別顧問
監 査 役	大 山 亨	(株)トラスティ・コンサルティング 代表取締役 (有)セイレーン 代表取締役 ウインテスト(株) 社外取締役 (監査等委員) I G証券(株) 社外監査役 (株)アールエイジ 社外監査役 (株)イオレ 社外監査役

- (注) 1. 取締役 木村 喬氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、かつ東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員であります。
2. 監査役 川崎史顯、太田健一及び大山 亨の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。また監査役 太田健一及び大山 亨の両氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員であります。

3. 監査役 太田健一氏は、ベンチャーキャピタルにおいて長年企業成長を支えてきたことや、国立研究開発法人科学技術振興機構の「A-STEP」「NexTEP」プログラムにおける財務系評価委員を務めており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また監査役 大山 亨氏は、証券会社の公開引受部や株式上場コンサルタントとして、長年、株式公開指導に当たっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役 木村 喬氏、監査役 川崎 史顕氏、太田 健一氏及び大山 亨氏が兼職している他の法人等と当社との間には特別の利害関係はありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役全員との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報酬等の額
取締役	6名	141百万円
監査役	3名	18百万円
合 計	9名	159百万円

- (注) 1. 平成13年9月25日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬限度額は、年額500百万円として決議いただいております。また、平成19年12月20日開催の第13期定時株主総会において、別枠で取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬限度額を、年額75百万円と決議いただいております。
2. 平成13年9月25日開催の臨時株主総会において、監査役の報酬限度額は、年額100百万円と決議いただいております。
 3. 上記報酬等の額には、ストック・オプションとして取締役4名に付与した新株予約権18百万円が含まれております。
 4. 上記報酬等の額その他、当社子会社の取締役を兼務している取締役2名に対し、当社子会社が当事業年度に係る報酬として総額70百万円を支払っております。

(4) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況
取締役	木村 喬	当事業年度に開催された取締役会21回全てに出席し、様々な企業の会計監査、調査業務、アドバイザー業務等を経験してきた公認会計士、税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定のための適切な助言を行っております。
監査役	川崎 史 顯	当事業年度に開催された取締役会21回及び監査役会12回全てに出席し、経営者としての豊富な経験を活かして、取締役の業務執行等について助言及び提言を行っております。
監査役	太田 健 一	当事業年度に開催された取締役会21回のうち20回及び監査役会12回のうち11回に出席し、多くのベンチャーキャピタルの成長を支えてきた豊富な経験と知見から、投資銀行事業について助言及び提言を行っております。
監査役	大山 亨	当事業年度に開催された取締役会21回のうち15回及び監査役会12回全てに出席し、株式上場コンサルタントとしての豊富な経験・見識から、必要に応じて市場の動向・経営管理・リスク管理等について助言及び提言を行っております。

② 社外役員に対する報酬等

	支給人員	支給額
報酬等の合計	4名	22百万円

(注) 社外役員に対するストック・オプションはありません。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 34百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
42百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬額を含めております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社子会社が、新日本有限責任監査法人より会計諸制度の整備に関する助言及び内部統制の整備に関する助言等を受けております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項の各号に定める項目に該当すると判断された場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から監査を遂行するに不十分と判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定します。取締役会は、監査役会の当該決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任にかかる議案を株主総会に提出いたします。

(5) 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に係る事項 金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の内容

① 処分対象

新日本有限責任監査法人

- ② 処分内容
 - ・平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3か月間の契約の新規の締結に関する業務の停止
 - ・業務改善命令(業務管理体制の改善)
- ③ 処分理由
 - ・社員の過失による虚偽証明
 - ・監査法人の運営が著しく不当

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保する体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人（以下総称して「役職員」という。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - フィンテックグローバル株式会社（以下「FGI」という）は、FGI及びその子会社からなる企業集団（以下「FGIグループ」という）の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、次の体制を整備する。
 - (1) FGIグループは「FGIグループ行動規範」及び「FGIグループコンプライアンス規範」を定め、FGIグループの役職員が研修や日々の職務を通じて公正で透明性のある企業風土の構築に努める。
 - (2) FGIグループは、FGI及び主要な子会社にコンプライアンス担当部署を設置すると同時に、必要に応じてコンプライアンス上の諸問題を討議する委員会を有し、コンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかに当該担当部署、委員会または常勤監査役等へ報告する体制を構築する。また、FGI法務・コンプライアンス部が事務局となり、FGIグループ内のコンプライアンスやリスク管理の諸問題を討議するリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、法令、定款及びFGIグループ内の諸規程（以下「法令・定款等」という。）の遵守状況をモニタリングするとともに、FGIグループのコンプライアンス体制の随時見直しや取組みについて検討を行う。
 - (3) FGIは、FGIグループの職務実施状況の実態を把握するため、FGI取締役社長（以下「社長」という。）直轄の内部監査室を設置し、FGIグループの職務が法令・定款等に準拠して適正・妥当に行われているか定期的に内部監査を行い、その結果を社長及び取締役会等に報告し、是正等の的確な対応を行う体制を構築する。

- (4) FGIグループは、「FGIグループコンプライアンス規範」を定めるとともに、FGI及び主な子会社において「内部通報規程」を定め、FGIグループの役職員に周知する。これらの規程に基づく内部通報は、コンプライアンス部門及び監査役、社外弁護士等を通報窓口とし、報告者、相談者及び内部通報者の匿名性を確保することにより、円滑に通報や相談ができ、当該通報により報告者等に対して解雇その他、いかなる不利益な取扱いを行わない仕組みを構築する。
- (5) FGIは、FGIグループの役職員に信頼性のある財務報告の重要性の認識を促すとともに、連結ベースでの適正な財務報告を実現するため内部統制システムを構築する。また専門家などの情報を適切に入手した上で、事業の実態を反映するよう、会計方針を選択適用するとともに適切な会計処理を行い、適正な財務報告を実現する。
- (6) FGIグループは反社会的勢力との取引は行わず、また、反社会的勢力との取引を行わないよう未然防止対策に努める。

2. 取締役の職務の遂行に係る情報の保存及び管理に関する体制

FGIは、「情報管理規程」に基づき、取締役の職務執行に係る情報を、その保存媒体に応じて検索し閲覧することができる状態で、適切に保存及び管理（廃棄を含む）する。

3. リスクの管理に関する規程その他の体制

- (1) FGIは、「リスク管理規程」を定め、①から④を含むリスクカテゴリー毎に所管部を定めてリスク管理を行う。すなわち当該所管部が各リスクに対する不断の予防体制を構築し、各リスクが顕在化した際には、必要に応じて緊急対策本部を設置し、適切な対応を行う。
 - ① 信用リスク
 - ② コンプライアンスリスク
 - ③ 流動性リスク
 - ④ オペレーショナルリスク
- (2) FGIは、子会社におけるリスク情報の有無の把握に努め、子会社において重要なリスクが認識された場合には、直ちにその内容、損失の可能性の程度及びFGIグループに対する影響等について把握し、緊急対策本部はFGIのリスク管理規程に基づき適切な対応を行う。
- (3) FGIは、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会において、リスク管理の組織または体制の整備、リスクに関する規程の策定、改定等のリスク管理に関する事項につい

て検討を行う。

4. 取締役の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制

FGIは、取締役間の連携を促し、その職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備する。

- (1) 取締役会を月1回定時に開催し、必要に応じて適宜臨時取締役会または書面により取締役会を実施するほか、経営会議等目的に応じた会議体や委員会を通じて取締役間で審議、情報交換を行う。
- (2) 取締役会の決定に基づく職務執行体制については、「組織規程」に基づく「稟議規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」において各職務の責任者となる取締役及びその職務範囲を定め、当該各取締役がこれを執行するものとする。
- (3) 取締役が持つ経営上の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、意思決定の迅速化と業務執行体制の強化を図ることを目的として、執行役員制度を導入する。

5. FGIグループにおける職務の適正を確保するための体制

FGIグループは、FGIグループにおける職務の適正を確保するために次の体制を整備する。

- (1) FGIグループは、職務の適正化を確保するために各社の職務運営に関する諸規程を定める。
- (2) FGIは、子会社の職務の適正を確保するために子会社の監視・監督や子会社の職務の執行に係る事項のFGIへの報告に関する規程を定め、FGI担当部署は当該規程に従い、子会社に対する監視・監督を果たし子会社の営業成績・財務状況その他重要な情報について、定期的に当社への報告が行われる体制を整備する。
- (3) 必要に応じて、子会社の役員にFGIの役員が就任することにより、ガバナンスを確保する。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) FGIグループは、適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理業務に関する規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
- (2) 内部監査部署は、財務報告に係る内部統制について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署または子会社は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講ずる。

7. 反社会的勢力との取引の排除・防止のための体制
 - (1) FGIは「FGIグループコンプライアンス規範」を定め、反社会的勢力との取引の謝絶、未然防止についてFGIグループの役職員全員が高い認識を持った対応が行えるよう努める。
 - (2) FGIは反社会的勢力との取引防止のためFGIグループ共通の「反社チェック」制度を設け、FGIグループの役職員に周知・徹底の上、遵守させる。

8. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

FGIは、監査役から求めがある場合には、速やかに監査役の職務を補助する監査役スタッフを置くこととする。

9. 監査役を補助する使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) FGIは、監査役スタッフを置く場合には、その独立性を確保するため、当該スタッフの任命、異動等人事権にかかわる事項の決定については事前に常勤監査役の同意を得るものとする。
 - (2) 監査役スタッフの監査役補助職務に対する指揮命令権は、監査役が有するものとし、取締役からの指揮命令に服さないものとする。

10. 役職員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

FGIは、役職員が監査役に報告するため次の体制を整備する。

 - (1) 役職員はFGIの職務、業績に影響を与える重要な事項または監査役による指摘事項に関する対応の進捗状況等について監査役に都度報告する。
 - (2) 監査役はいつでも必要に応じて、役職員に対して報告を求めることができる。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

FGIは、監査役の監査が実効的に行われることを確保するために次の体制を整備する。

 - (1) 監査役は、社長その他の取締役または会計監査人とそれぞれ定期的にまたは必要に応じて意見交換する。
 - (2) 監査役は、内部監査担当部門や子会社の取締役または監査役等との情報交換、連携を密にするとともに、必要に応じて、子会社の監査役を兼務する。

- (3) 監査役は、取締役会へ出席し、適時かつ的確に職務執行状況を把握するため、経営会議等会議体の議事録、資料等を閲覧できる。
- (4) 監査役は、必要に応じて、監査役の監査を支える弁護士、公認会計士、コンサルタントその他外部アドバイザーに相談することができ、その費用は会社が負担するものとする。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記5. に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の主な取り組みを行っております。なお用語の定義は、「5. 業務の適正を確保するための体制」と同様であります。

(1) コンプライアンスに関する取り組みの状況

- ・ FGIは、すべてのFGIグループの役職員の遵守規範として「FGIグループ行動規範」を定め、コンプライアンスについては別途、「FGIグループコンプライアンス規範」を制定して周知しております。
- ・ FGIは、FGIグループの法務・コンプライアンスに関する業務を専門に行う法務・コンプライアンス部を設置しており、FGIの重要な稟議事項については、法務・コンプライアンス部の合議を経ることとしております。
- ・ FGIはリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を取締役会の諮問機関としており、経営上の重要課題として全社的なリスクマネジメント及びコンプライアンス推進に係わる事項を審議しております。当事業年度において4回開催しております。
- ・ 社内教育については、子会社を含む役職員を対象としたコンプライアンス研修を開催し、コンプライアンス意識の浸透に努めました。
- ・ 内部通報制度はFGI及び主要な子会社の「内部通報規程」に定められており、FGIのコンプライアンスオフィサー、法務・コンプライアンス部長、外部弁護士、監査役等を内部通報窓口として運用しております。
- ・ FGIは、平成29年3月に金融庁から公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」に掲げる7原則すべてを採択し、平成29年9月に「顧客本位の業務運営を実現するための方針」を策定、公表しました。
- ・ FGIグループは重要な事項について法的な検討を実施するため、必要に応じ顧問弁護士に相談しております。

(2) リスク管理に関する取り組みの状況

- ・ リスク管理については、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会において、FGIグ

ループの重要なリスクについて情報共有、現状分析、意見交換をいたしました。

(3) 取締役の職務執行

- ・当事業年度において、取締役会を21回開催し、月次業績等の定例報告事項のほか、取締役会規程に定められた重要項目について決議・報告するとともに、取締役の職務執行状況等のモニタリングを行いました。また取締役、執行役員及び執行部門の部門長をもって構成される経営会議を11回開催して、全般的業務執行方針、重要な業務の執行に関する事項等を協議、報告しております。
- ・投融資案件に関しては、審査部門により投融資先の事業内容、信用状況、担保・保証等の状況、成長性及び採算性などが検討され、投融資額が50百万円以下の場合は審査部門長により決裁されます。当該金額を超える投融資案件は取締役社長が決裁し、1.5億円超の案件は経営会議で協議の上、取締役会において決裁しております。
- ・取締役会の決定に基づく職務執行体制については、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を組織変更の都度並びに効率化及び適正性の観点から見直しております。

(4) グループ会社管理に関する体制

- ・「関係会社管理規程」における子会社及び関連会社によるFGIへの報告、合議、承認に関する事項を運用することで、子会社及び関連会社の業務の適正性を確保しております。
- ・主要な子会社に対しては、FGIから取締役・監査役を派遣し、その業務執行を監督しております。

(5) 監査役の職務執行

- ・監査役は、監査役会において定めた監査方針及び監査計画に基づき監査を行っております。監査役会は、当事業年度に12回開催いたしました。
- ・監査役は、取締役会のほか重要な会議に出席し、重要な稟議決裁書類等を閲覧することで、重要情報や問題点を共有しております。子会社については、子会社の取締役から業務執行状況につき聴取を行い、子会社の監査役と情報交換をしております。
- ・会計監査人や内部監査室との情報・意見交換を通じて、監査の実効性の確保を図っております。

(6) 内部監査の状況

- ・内部監査室が、「内部監査規程」に基づき監査計画を策定の上、主要なグループ会社を含

めて内部監査を実施しております。なお、内部監査結果は、取締役会及び監査役会に報告しております。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成29年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	10,122,083	流 動 負 債	3,785,430
現金及び預金	3,219,805	支払手形及び買掛金	152,025
受取手形及び売掛金	196,840	短期借入金	2,751,380
営業投資有価証券	1,069,032	1年内償還予定の社債	30,000
営業貸付金	609,147	1年内返済予定の長期借入金	293,847
販売用不動産	2,287,519	未払法人税等	42,335
仕掛販売用不動産	2,556,159	繰延税金負債	7,967
商 品	10,084	賞与引当金	72,795
繰延税金資産	17,853	そ の 他	435,078
そ の 他	239,382	固 定 負 債	3,820,631
貸倒引当金	△83,739	社 債	30,000
固 定 資 産	2,810,440	長 期 借 入 金	3,513,399
有 形 固 定 資 産	2,238,234	繰 延 税 金 負 債	113,485
建物及び構築物	545,409	退職給付に係る負債	119,661
機械装置及び運搬具	6,027	そ の 他	44,085
工具、器具及び備品	51,077	負 債 合 計	7,606,062
土地	1,539,871	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	95,848	株 主 資 本	4,800,789
無 形 固 定 資 産	38,609	資 本 金	4,549,016
の れ ん	8,750	資 本 剰 余 金	1,812,727
そ の 他	29,858	利 益 剰 余 金	△1,560,954
投 資 其 他 の 資 産	533,596	その他の包括利益累計額	△530
投資有価証券	100,543	その他有価証券評価差額金	△530
そ の 他	433,052	新 株 予 約 権	50,142
		非 支 配 株 主 持 分	476,060
		純 資 産 合 計	5,326,461
資 産 合 計	12,932,524	負 債 及 び 純 資 産 合 計	12,932,524

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(平成28年10月1日から平成29年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	7,182,376
売上原価	5,556,332
売上総利益	1,626,043
販売費及び一般管理費	2,945,209
営業損失	△1,319,165
営業外収益	
受取利息	908
為替差益	64,001
持分法による投資利益	11,022
不動産取得税還付金	9,347
その他の	7,850
営業外費用	
支払利息	73,399
貸倒引当金繰入額	△712
支払手数料	41,953
その他の	1,082
経常損失	△1,341,756
特別利益	
固定資産売却益	2,032
新株予約権戻入益	9,563
特別損失	
固定資産除却損	13,410
固定資産売却損	1,088
減損	26,514
税金等調整前当期純損失	△1,371,173
法人税、住民税及び事業税	39,244
法人税等調整額	△29,468
当期純損失	△1,380,949
非支配株主に帰属する当期純損失	△22,636
親会社株主に帰属する当期純損失	△1,358,313

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

(平成28年10月1日から平成29年9月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成28年10月1日残高	4,548,647	2,122,245	△215,238	6,455,655
当連結会計年度中の変動額				
新株の発行	369	369	－	738
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	－	△309,887	－	△309,887
親会社株主に帰属する当期純損失	－	－	△1,358,313	△1,358,313
連結範囲の変動	－	－	12,597	12,597
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）	－	－	－	－
当連結会計年度中の変動額合計	369	△309,518	△1,345,716	△1,654,865
平成29年9月30日残高	4,549,016	1,812,727	△1,560,954	4,800,789

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
平成28年10月1日残高	△194,875	△194,875	33,560	18,544	6,312,884
当連結会計年度中の変動額					
新株の発行	－	－	－	－	738
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	－	－	－	467,427	157,540
親会社株主に帰属する当期純損失	－	－	－	－	△1,358,313
連結範囲の変動	－	－	－	13,110	25,707
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）	194,344	194,344	16,581	△23,022	187,904
当連結会計年度中の変動額合計	194,344	194,344	16,581	457,515	△986,422
平成29年9月30日残高	△530	△530	50,142	476,060	5,326,461

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

貸借対照表

(平成29年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	6,090,329	流動負債	649,984
現金及び預金	1,801,547	買掛金	1,249
売掛金	6,646	短期借入金	225,000
営業投資有価証券	970,092	未払金	52,203
販売用不動産	346,503	未払費用	24,963
仕掛販売用不動産	407,183	未払法人税等	20,487
前渡金	69,600	預り金	89,525
前払費用	34,813	前受金	19,995
営業貸付金	609,147	賞与引当金	38,446
短期貸付金	1,998,294	その他	178,114
その他の他	88,084		
貸倒引当金	△241,583	固定負債	2,297,051
固定資産	2,545,382	長期借入金	2,173,634
有形固定資産	500,242	退職給付引当金	91,842
建物	14,463	その他	31,574
構築物	800		
工具、器具及び備品	41,725	負債合計	2,947,035
土地	432,402	純資産の部	
建設仮勘定	10,850	株主資本	5,640,763
無形固定資産	19,278	資本金	4,549,016
ソフトウェア	7,661	資本剰余金	2,114,239
その他	11,616	資本準備金	2,114,239
投資その他の資産	2,025,862	利益剰余金	△1,022,492
投資有価証券	1,348	利益準備金	47,303
関係会社株式	1,718,712	その他利益剰余金	△1,069,796
出資金	3,269	繰越利益剰余金	△1,069,796
その他	317,710	新株予約権	47,913
貸倒引当金	△15,178	純資産合計	5,688,677
資産合計	8,635,712	負債及び純資産合計	8,635,712

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(平成28年10月1日から平成29年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,066,971
売 上 原 価		671,579
売 上 総 利 益		395,392
販売費及び一般管理費		1,547,678
営 業 損 失		△1,152,286
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	59,001	
受 取 配 当 金	39,593	
為 替 差 益	64,444	
そ の 他	5,336	168,376
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	9,451	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	54,489	
そ の 他	7,000	70,941
経 常 損 失		△1,054,851
特 別 利 益		
関 係 会 社 株 式 売 却 益	9,133	
新 株 予 約 権 戻 入 益	9,563	18,697
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	644	
関 係 会 社 清 算 損	794	1,439
税 引 前 当 期 純 損 失		△1,037,593
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△19,813	
法 人 税 等 調 整 額	△520	△20,333
当 期 純 損 失		△1,017,259

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(平成28年10月1日から平成29年9月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本				株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		
		資本準備金	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	
平成28年10月1日残高	4,548,647	2,113,870	47,303	△52,536	6,657,284
事業年度中の変動額					
新株の発行	369	369	－	－	738
当期純損失	－	－	－	△1,017,259	△1,017,259
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	369	369	－	△1,017,259	△1,016,521
平成29年9月30日残高	4,549,016	2,114,239	47,303	△1,069,796	5,640,763

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成28年10月1日残高	△194,875	△194,875	33,560	6,495,969
事業年度中の変動額				
新株の発行	－	－	－	738
当期純損失	－	－	－	△1,017,259
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	194,875	194,875	14,353	209,228
事業年度中の変動額合計	194,875	194,875	14,353	△807,292
平成29年9月30日残高	－	－	47,913	5,688,677

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年11月17日

フィンテック グローバル株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鈴木 一 宏 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 月本 洋 一 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フィンテック グローバル株式会社の平成28年10月1日から平成29年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィンテック グローバル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成29年10月27日開催の取締役会において、連結子会社であるベターライフサポートホールディングス株式会社の株式の全てをJPE第1号株式会社へ譲渡することを決議しており、平成29年10月31日付けで譲渡が完了した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年11月17日

フィンテック グローバル株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 一 宏 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 月本 洋 一 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フィンテック グローバル株式会社の平成28年10月1日から平成29年9月30日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成29年10月27日開催の取締役会において、連結子会社であるベターライフサポートホールディングス株式会社の株式の全てをJPE第1号株式会社に譲渡することを決議しており、平成29年10月31日付けで譲渡が完了した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年10月1日から平成29年9月30日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な稟議決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等からも必要に応じてその構築及び運用の状況について報告を受け、説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び新日本有限責任監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年11月20日

フィンテック グローバル株式会社 監査役会

常勤監査役 川崎 史 顯 ㊟

監査役 太田 健 一 ㊟

監査役 大山 亨 ㊟

(注) 監査役川崎史顯、太田健一及び大山 亨は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区丸の内三丁目5番1号
東京国際フォーラム ホールB7



交通のご案内

JR有楽町駅 国際フォーラム口より徒歩3分

東京メトロ有楽町線・有楽町駅 D5出口より地下1階にて連絡 徒歩3分

〈ご参考〉

JR	東京駅・丸の内南口より徒歩5分 (京葉線・東京駅4番出口より地下1階にて連絡)	東京メトロ日比谷線	日比谷駅より徒歩5分 銀座駅より徒歩6分
東京メトロ銀座線	銀座駅より徒歩7分 京橋駅より徒歩7分	東京メトロ千代田線	二重橋前駅より徒歩5分 日比谷駅より徒歩7分
東京メトロ丸ノ内線	銀座駅より徒歩5分	都営地下鉄三田線	日比谷駅より徒歩5分

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会終了後、同会場にて、事業説明会を開催いたします。引き続きご参加くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
 ユニバーサルデザインフォントを
 採用しています。

